

## 農業者の老後を支える農業者年金制度への加入を！！

平均寿命が伸びている昨今、農業者の老後の生活安定のため、農業者年金の必要性、重要性が増しています。老後の生活は、国民年金のみで十分とはいえません。老後に備えるためにも国民年金の上乗せの公的な年金である「農業者年金」に加入しましょう。

### 農業に従事されている方は誰でも加入できます。

20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者なども加入できます。

### 少子高齢化時代に強い年金です。年金資産は安全かつ効率的な運用。

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式」の年金です。自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ（月額2万～6万7千円）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

（直近10年間の平均運用利回りは年率4.60%です）

### 終身年金で80歳までの保証付きです。

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給します。

### 税制面の優遇措置が大きい。

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税、住民税の節税になります。また、将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用（65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までは非課税）されます。

### 一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

- 認定農業者で青色申告をしていること
  - 家族経営協定を結び経営に参加していること
  - 農業所得が900万円以下であること
- ）など、いくつかの要件があります。

※国庫補助を受ける場合の保険料は月額2万円で固定されます。

（例：認定農業者で青色申告をしている場合・・・35歳未満は5割補助、35歳以上は3割補助）

最長で20年の保険料の国庫補助が受けられます。

※詳しいことは、最寄りの農業委員または農業委員会事務局までご連絡ください。

加入・受給のお手続きは最寄りの農協窓口にて行っています。



●問合せ うきは市農業委員会事務局 ☎75-4976（内線138）